

令和5年度「八戸市水産物ブランド認証」募集要項

## *Hachinohe City Marine Products*

### *Brand Certification*

令和6年2月  
八戸市水産事務所

〔 一次募集分締切：令和6年3月15日（金） 〕  
〔 二次募集分締切：令和6年4月30日（火） 〕

**【問い合わせ・提出先】**

〒031-0822 八戸市大字白銀町字三島下101  
八戸市農林水産部水産事務所  
「八戸市水産物ブランド認証」係  
TEL：0178-33-2115 Fax：0178-33-2117  
E-Mail：suisan@city.hachinohe.aomori.jp

## 令和5年度「八戸市水産物ブランド認証」募集要項

### 1 趣旨

八戸市で製造された安心・安全・高品質な水産加工品（以下「加工品」という。）について、「八戸市水産物ブランド認証（Hachinohe City Marine Products Brand Certification）」を行い、認証された加工品を広く情報発信することにより「八戸市の水産物」全体のイメージアップを図り、認知度向上、消費拡大、魚価向上につなげ、八戸市水産業の振興に資することを目的とするものです。

### 2 対象者

市内で水産物の生産又は加工品の製造等を行っている事業者で、次のいずれの要件も満たす方が対象となります。

- (1) 関係法令を遵守していること
- (2) 認証の対象となる加工品に関する責任の所在が明確であり、第三者からの苦情、要望等に対する処理体制が確立されていると認められること

### 3 認証の対象となる加工品

次に掲げる全ての要件を満たす加工品が対象となります。

- (1) 八戸市で水揚げされた水産物を主原料（使用割合が商品全体の概ね 30%以上）としていること
- (2) 既存商品でないこと（自社において令和5年4月以降新たに開発製造した商品であること）

### 4 募集期間等

【一次募集】対象：令和5年度八戸市水産加工試作品製造支援事業補助金の採択を受けて開発製造した加工品

期間：令和6年2月26日（月）から 令和6年3月15日（金）まで

【二次募集】対象：一次募集の対象とならない加工品

期間：令和6年2月26日（月）から 令和6年4月30日（火）まで

### 5 事前連絡

申請する際は、事前に八戸市水産事務所（電話：33-2115）まで御連絡ください。

### 6 提出書類

- (1) 八戸市水産物ブランド認証申請書（第1号様式）
- (2) 八戸市水産物ブランド認証調査票（第2号様式）

※提出書類の様式は、八戸市水産事務所配付しているほか、市ホームページ内の下記 URL からダウンロードできます。

<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/suisanjimusho/1/18586.html>

## 7 提出方法

- ✓ 提出する際は、八戸市水産事務所へ郵送、電子メール又は直接持参してください。
- ✓ 直接持参する場合は、平日の8:15~17:00に提出してください。
- ✓ いずれの方法で提出する場合も募集期間の最終日必着とします。(但し、直接持参の場合は最終日の17時必着とします。)

## 8 認証の審査

- ・料理人やソムリエといった食の専門家のほか、輸出やマーケティング等の専門家で構成する八戸市水産物ブランド戦略会議において、下記の項目について点数評価を行います。
- ・審査は、「9 審査日時」のとおり実施しますので、申請者は必ず出席してください。なお、その際、申請者には認証の対象となる加工品の見本を提供していただきます。この場合の見本品の提供に係る経費は申請者の負担とします。
- ・申請が多数の場合は、申請者の出席を求めず、見本品のみで審査を行う場合があります。
- ・審査結果については、後日文書により通知します。

評価項目		配点
味	味に優れた加工品であるか	40点
斬新性	独自性をもった新しい加工品であるか	20点
見た目	パッケージ、ネーミングなどが優れた加工品であるか	10点
簡便性	普及が期待できる加工品であるか	10点
素材	素材が十分に活用されている加工品であるか	10点
加工場の衛生管理レベル	HACCPに基づく衛生管理が行われているか	10点

## 9 審査日時

一次募集分：令和6年3月26日（火）14時～

二次募集分：未定（決定次第、申請者に個別に連絡します）

※審査会場は、申請者に別途お知らせします。

## 10 認証の決定

八戸市水産物ブランド戦略会議における審査の結果、全評価者による平均点数70点以上を獲得した加工品について、市長が「八戸市水産物ブランド認証」として決定し、認証書を交付します。

## 11 認証に当たっての留意事項

- (1) 認証の有効期限は、決定の日から3年を経過する日の属する年度の末日までとします。

- (2) 申請により認証を更新することができます。
- (3) 虚偽の申請により認証を受けたときや、法律的倫理的問題が発生し、市長が特に認証を取り消すことが必要と認めたときは、認定を取り消すものとします。

## 12 その他

認証申請に当たっては、本募集要項のほか、「八戸市水産物ブランド認証制度実施要領」も合わせて御確認ください。